

技能労働者等への適切な賃金水準の確保について

平成 25 年度公共工事設計労務単価（新労務単価）については、ダンピング受注に起因する技能労働者の賃金水準の低下や社会保険への未加入などを改善する観点から、前年度の労務単価（旧労務単価）に比べ、全国平均で約 15 パーセントの大幅な上昇になっています。

受注者の皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解いただき、下記事項について適切な対応に努めていただきますようお願いいたします。

適切な賃金の支払いについて

市発注の建設工事は、平成 25 年度の公共工事設計単価表に基づき積算しています。受注者は、技能労働者等への適切な賃金水準を確保するという目的をご理解いただき、適正な賃金の支払いに特段のご配慮をお願いいたします。また、下請業者に対しても、適切な金額で下請契約を締結するとともに、労働者への適正な賃金の支払いを下請業者に要請してください。

社会保険等への加入の徹底について

下請契約を締結する場合は、「標準見積書」を活用し社会保険料相当額（事業主負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額による下請負契約を締結してください。また、技能労働者に社会保険料相当額（労働者負担分）を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させるよう下請業者に指導してください。

『新労務単価フォローアップ相談ダイヤル』の開設について

国土交通省では、平成 25 年度公共工事設計労務単価の大幅な改訂を踏まえ、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しています。

この相談ダイヤルは、元請事業者、下請事業者、技能労働者等、様々な立場の皆さんの『現場の生の声や情報』をお聞かせいただくことを目的に設置されたものです。

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

相談ダイヤル番号 0570-004976

E-mail アドレス：shinromutanka—fsd@mlit.go.jp

詳しくは下記 URL をクリックして、国土交通省のページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000204.html

お問い合わせ

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115-1

吉野川市建設部監理課 0883-22-2252